

(質問の事項及び要旨)

近藤 光則

公明

代表

二

一 新庁舎・現庁舎・区民事務所について

(一) 新庁舎を複合施設として活用すべき

【要旨】

新庁舎建設に向けて、国立印刷局と王子工場用地の一部取得に関する協定書を締結した。

具体的な新庁舎の計画はまだ先のことだとは思うが、税務署や都税事務所など、国や東京都の機関を新庁舎に入れること（合同庁舎方式）を提案する。

また、公共機関だけでなく、民間の事務所などもテナントとして入居できるよう検討するよう求める。

近藤 光則

公明

代表

二

一 (一)

はじめに、新庁舎・現庁舎・区民事務所についてのご回答をお答えします。

まず、新庁舎を複合施設として活用することについてです。

新庁舎の建設につきましては、本年七月、国立印刷局との間で、

印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書を締結し、新庁舎の建設に向けて新たなる一步を踏み出したところです。

また、同じく本年七月に策定した、

王子駅周辺まちづくりグランドデザインでは、交流促進・にぎわいの創出の視点を踏まえた新庁舎整備をすることとしております。

(後頁へ続く)

近藤 光則

公明

代表

二

（前頁から続く）

「ご提案いただきました、国や東京都の機関、民間の事務所などとの複合化につきましては、にぎわいの創出や、区民の利便性を考慮するとともに、分散化している庁舎機能の集約による必要床面積の精査や、

他の自治体の例を調査しつつ、

今後、新庁舎建設の基本計画を策定していく中で、その可能性について検討してまいります。

(質問の事項及び要旨)

近藤 光則

公明

代表

二

一新庁舎・現庁舎・区民事務所について

(一) 石神井川の臭気対策について

【要旨】

平成二十五年第4回定例会代表質問での質問に対し、区長答弁で「臭気対策については、水流発生装置により、スカムの発生を抑制する実験をしているが、六月から十月までの出水期には装置を撤去する必要があるため、この時期において雨が少ないとスカムが発生しやすい状況になっている。引き続き、現在の対策を継続するとともに、出水期の臭気の解消に向けて検討を行う。なお、スカムの発生を抑制するため、下水道局では、国家公務員宿舎跡地を利用して、合流改善のための雨水貯留施設の整備を予定していると聞いている。」との事であつたがあれから4年、臭気は全く改善されていない。残り後十年、抜本的な臭気対策を東京都と行わなければならぬが、今後どのような計画で臨むのか、また決意で臨むのか示してほしい。

近藤 光則	公明	代表
		二

一(二)

次に、石神井川の臭気対策について、お答えします。

区では、現在、臭気の原因となるスカムの発生を抑制するため、水流発生装置を稼働させて、水質改善を行っています。

また、今年度からは、河川の増水時に装置を引き上げるクレーンを設置したことにより、スカムが発生しやすい

六月から十月までの出水期においても、装置を稼働させ、

年間を通しての対応を実施しております。

さらに、水質改善の一環として、

東京メトロ南北線王子駅構内の湧水を

石神井川に放流・散水することも予定しております。

石神井川の下流部であるJR王子駅南口付近から

(後頁へ続く)

近藤 光則	公明	代表	二
-------	----	----	---

(前頁から続く)

隅田川合流部までの区間は、

潮の満ち引きの影響を受ける区域であり、

水の流れが常に滯(どどこお)る状況です。

そのため、大雨の際、上流部から流入した有機物が勾配のない当該区間の川底に堆積しやすくなり、スカムの発生や水質悪化を生じさせています。

今後は、川底に滞留する有機物の

浚渫(しゅんせつ)工事の実施回数を増やすなど、年間を通しての臭気対策を強化してまいります。

一方、東京都においては、

石神井川の水質改善を目的に、国家公務員宿舎跡地を活用して、下水道の合流改善を行うための雨水貯留施設の整備が、現在進められています。

(後頁へ続く)

近藤 光則

公明

代表

二

(前頁から続く)

その他、北区と同様、目黒川の悪臭対策に取り組んでいる目黒区は、

昨年度より水質浄化の実験に着手しました。

この実験結果の分析など両区での情報交換を密に継続し、効果的な対応策の確立に向け、取り組んでまいります。

今後も、東京都や関係区と十分な連携を図り、できる限り早い時期に、最大の効果を発揮する対応策の導入を目指してまいります。

(質問の事項及び要旨)

近藤光則

公明

代表

二

一 新庁舎・現庁舎・区民事務所について

(三) 現庁舎の運用について

【要旨】

今後十年以上、現庁舎に来庁する区民や、仕事をする職員が安心して快適に過ごせる環境づくりも必要と考える。

そこで、庁舎の照明の「LED化」、トイレの洋式化、温水洗浄便座の取り付け、オストメイト対応トイレの設置、空調設備の更新、書架の固定などの震災対策、防災対策、更なるバリアフリー化、水の出ない庭の噴水の措置などの対策について、どう考えているのか。

一 (三)

次に、現庁舎の運用についてです。
新庁舎が完成して

移転するまでの期間におきましても、
現在の庁舎の設備などを維持し、
環境改善に取り組む必要があると考えます。

ご指摘いただいた、

照明のLED(エルイーディ)化や、トイレの洋式化、
空調設備の更新については、
優先度を考えながら、順次、進めています。
また、転倒防止などの震災・防災対策や
バリアフリー化については、
未整備箇所がありますので、
実施に向けて検討しているところです。

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

さらに、温水洗净便座の取り付け、及び
オストメイト対応トイレの設置については、
第一庁舎と第二庁舎の一階にある

「だれでもトイレ」で対応しています。

今後も、庁舎のさらなる環境改善に

努めてまいります。

近藤光則

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

近藤 光則

公 明

代 表

二

一 新庁舎・現庁舎・区民事務所について

(四) 区民事務所について

ア 公共サインの設置について

【要旨】

赤羽区民事務所が、赤羽駅南口の高架下に移転をして半年以上が経つが、王子の区民事務所の待ち時間の解消には繋がらなかつたと聞いている。

これは、赤羽駅東口や西口からの動線のサインが整備されていないのが原因の一つではないか。

公共施設移転の初期段階では、丁寧な案内が必要である。

公共施設に迷わず行けるような公共サインの設置は、必要不可欠であると考えるが、区ではどのような検討をされてきたのかお示しください。

サインの設置は、迅速になされるべきで、検討に時間をかけることは適当ではないと思うが、区の見解は如何か。

近藤 光則

公明

代表

二

一（四）ア

次に、区民事務所についての
ご質問にお答えいたします。

まず、公共サインの設置についてです。
区では、これまで、

区内の主要な鉄道駅から公共施設まで、
最適な経路で正確に誘導するため、

総合案内板等の公共サインを整備してまいりました。

また、公共施設等の名称や

位置の変更が生じた場合には、

その都度、表示内容の修正等を行い、
維持管理に努めてきたところです。

公共サインの設置にあたっては、
バリアフリー や景観などに配慮した
表示や位置の検討等を行ってきたところですが、

利用者のニーズにあつた設置場所や

（後頁へ続く）

近藤 光則

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

表示スペースの確保が困難な場合など
様々な課題もござります。

ご指摘いただいた

赤羽区民事務所への案内については、
あらためて、利用者の動線等を確認し、
事務所の位置が、わかりやすいサインの設置に
速やかに取り組んでまいります。

区といたしましては、

特に、新たな公共施設等への案内については、
周知に万全を期すとともに
迅速かつ的確な誘導が重要であると
認識しておりますので、

全庁挙げて

区民の皆さんや利用者の目線に立ち、

十分に意を用いてまいりたいと存じます。

(質問の事項及び要旨)

近藤

光則

公明

代表

二

一新庁舎・現庁舎・区民事務所について

(四) 区民事務所について

イ、赤羽区民事務所の機能拡充について

【要旨】

子育て支援や年金、国保の手続きの際、王子の本庁舎に行かなければならぬことが王子区民事務所の混雜の要因の一つではないか。広くなつた赤羽区民事務所を活用し子育てや、国保年金課の担当職員を配置して手続きができるいか。また、タブレット端末を置いてテレビ電話方式で手続きができるかお答えください。

近藤 光則

公 明

代 表

一

一 (四) イ

次に、赤羽区民事務所の機能拡充についてです。

現在、戸籍住民課内においても、

広くなつた赤羽区民事務所の活用方策について、
今後の繁忙期対策等を含めて検討をしています。

赤羽区民事務所の機能強化を図るために

主管課の職員を赤羽区民事務所に

配置する「」提案については、現行の主管課の

事務処理体制の中では、難しいものと考えています。

一方、タブレット端末を活用した

テレビ電話方式での手続きの「」提案は、

赤羽区民事務所で本庁まで出向かずに、

主管課の手続きができるため、

区内にとって、利便性が高く

大変魅力的なサービスであり、

王子区民事務所の混雑緩和にもつながることが

(後頁へ続く)

近藤 光則

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

期待できます。

しかし、現状よりもかなり先進的な方式であり、
実際の活用にあたっては、

区民事務所と各課との調整、

基幹系システムの運用方法など

検討すべきことが少なからずありますので、
いただきましたご提案につきましては、

今後十分研究させていただきます。
^

(質問の事項及び要旨)

二 民泊の実態と北区の取り組みについて

(一) 現況の掌握は

- ア、北区内の違法民泊のトラブルは
- イ、民泊の今後の見通し

【要旨】

住宅宿泊事業法が本年六月に成立した。

これまで区内の違法民泊でのトラブルはどうだったのか。

また都政新報の取材記事で「都心区より観光拠点が乏しい北区で、民泊需要があるのか経営面で疑問」と載つていたが、北区の交通利便性や王子や赤羽にホテル建設があるので、この見解は疑問だと思う。

今後の民泊の見通しを聞かせてほしい。

近藤 光則

公 明

代 表

二

近藤 光則

公 明

代 表

二

二（一）アイ

次に民泊の実態と北区の取り組みについてお答えします。
まず、現状の掌握についてです。

北区内の民泊のトラブルにかんしましては、
苦情件数として、

昨年度は十二件、今年度は七月末までで十件ありました。
内容は、騒音、ゴミだし及び防犯上の心配のほかに、
賃貸契約及び管理規約に違反し、無断で、

民泊を営業しているという施設所有者からの相談も
ありました。

次に、民泊の今後の見通しについてです。

インターネットの紹介サイトを調べたところ、

現在、区内には、無許可で宿泊サービスを提供していると
思われる施設が約九十件あります。

東京1010（にーゼろにーぜろ）オリンピック・パラリンピック

競技大会を控え、観光客等の増加に伴い、

民泊の需要は喚起されていくものと認識しています。

(質問の事項及び要旨)

近藤 光則

公明

代表

二

二 民泊の実態と北区の取り組みについて

(一) マンションの対策

【要旨】

住宅宿泊事業法が施行されると今まで旅館など宿泊施設が認められていなかつた住居専用地域でも分譲マンションの区分所有者が事業者として届け出た場合、事業が可能となる。届け出だけで民泊事業が行われることに多くの懸念が予想される。これを防ぐには法律が施行される前にマンションの管理規約を改正する必要がある。無用なトラブルが発生しないよう区内の分譲マンション管理組合に対し、予防的な措置がとれる旨のお知らせをすべきと思うがいかがか。

二（二）

次に、マンションの対策の「質問についてです。
いわゆる民泊を、分譲マンションで行う」とは、
お住まいの皆さまの生活面や安心・安全面など
居住環境に与える影響が懸念されています。

民泊への対応につきましては、

それぞれのマンション管理組合の判断に
委ねられるものと考えていますが、

区といたしましては、

ご提案の趣旨を踏まえ、

国がまとめた民泊にかんする

マンション標準管理規約改正の参考例を示すなど、
民泊によるトラブルの予防措置について、
北区ニュースやホームページ、
マンション管理セミナー等で
お知らせしてまいります。

(質問の事項及び要旨)

近藤 光則

公明

代表

二

二 民泊の実態と北区の取組みについて

(三) 条例の制定について

- ア 手上げ方式についての区の見解を問う
イ 日数制限を含めた条例制定の検討について

【要旨】

住宅宿泊事業法では、都道府県が行う届出事務に
し、希望する区が事務処理を行う「手上げ方式」が採
用されているが、北区としてどうするのか問う。

法律施行後、民泊にかかるトラブル対応などを考
え、営業日数などの制限を設ける措置は速やかに検討
すべきと考えるがどうか。

近藤 光則

公明

代表

二

二（三）ア・イ

次に条例の制定についてお答えします。

まず、都道府県が行う住宅宿泊事業者の届け出事務等の権限の委譲についてです。

住宅宿泊事業法第六十八条では、

保健所設置市等及びその長は、当該区域内において都道府県及び都道府県知事に代わって

住宅宿泊事業等関係行政事務を処理することができるとされております。

区といたしましても、住宅宿泊事業は地域の実情に応じた取組みが

重要であると認識しております、

権限の委譲については

東京都との役割分担や事務処理の方法、

財政的負担等についても検証した上で

他区の動向も注視しつつ適切に判断してまいります。

【後頁へ続く】

近藤 光則	公明	代表	

【前頁から続く】

次に条例の制定についてです。

区いたしましては、

住宅宿泊事業法の趣旨を十分踏まえ
宿泊需要への対応、地域経済の発展、観光振興、
区民生活の安定といった視点を持ちながら
今後公布される政令・省令、

また、国が策定予定のガイドライン等を参考に
条例制定等について検討を行う予定です。

九月八日に国による住宅宿泊事業法にかんする
連絡会がありましたが、予定より政令・省令の公布が
遅れる見込みとのことで、
限られた準備期間になりますが、
法の施行に向け必要な準備を進めてまいります。

(質問の事項及び要旨)

近藤光則

公明

代表

二

三 防災について

- (一) 荒川の氾濫に備えるために
ア 災害弱者や施設利用者への対応はどうなっているのか。

【要旨】二年前、茨城県常総市では鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生した。荒川下流河川事務所によると、上流域に三日間で六百六十ミリ以上の雨が降ると決壊の恐れがあるという。洪水被害を防ぐため、今年の出水期から荒川タイムラインが拡大試行版で運用されており、一層の拡大を望んでいる。そこで、避難行動要支援者への対応や福祉施設等の避難支援の実施など、災害弱者と言われる方や、施設利用者への対応はどうなっているのか教えて欲しい。

三(一)ア

次に、防災について、順次お答えします。

はじめに、荒川の氾濫に備えるためにのうち、災害弱者や施設利用者への対応についてです。

荒川の氾濫に対しては、

北区洪水ハザードマップなどをとおし、高台への避難を周知しています。

そのうえで、実際に避難が必要な場合には、

避難準備・高齢者等避難開始や

避難勧告などの避難情報を

適時適切に発信していきます。

また、要配慮者利用施設については、本年六月、水防法と土砂災害防止法が改正され、

避難体制の強化が図られました。

今回の改正により、区市町村の地域防災計画に

施設の名称等が定められた場合、

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

各施設において避難確保計画の策定及び
避難訓練の実施を主体的に行うことが
義務化されました。

現在、区では、

北区地域防災計画の改定を進めており、
このなかで、

区内の要配慮者利用施設を指定する予定です。
区としては、指定にあたり、

各施設管理者に、利用者の命を守るために
要配慮者利用施設に指定をしたことを

ご理解いただくとともに、

避難確保計画作成の支援、計画内容の確認、
及び避難訓練実施の支援を行うなど、

関係機関と連携しながら

避難体制の強化を図つてまいります。

近藤光則

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

近藤光則

公明

代表

二

三 防災について

(一) 荒川の氾濫に備えるために

マイ・タイムラインの取組みを実施すべき

【要旨】二年前の常総市の洪水被害を受け、国土交通省下館河川事務所では、本年五月から、大規模洪水から「逃げ遅れゼロ」に向け、住民一人ひとりの「マイ・タイムライン」を周辺自治体と検討してきた。時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして期待されている。下館河川事務所では、マイ・タイムラインを作成できる教材として「マイ・タイムラインノート」をホームページからダウンロードできるようにしている。北区でも、自主防災組織を通じて、関係住民にマイ・タイムラインの取組みを実施すべきではないか。

近藤光則

公明

代表

二

三（一）イ

次に、マイ・タイムラインの取組みを実施すべきについてです。

マイ・タイムラインについては、本年七月、荒川下流河川事務所が開催した水（みず）防災シンポジウムのなかでも紹介されており、災害時の自助の取組みとして有効なツールだと認識しています。

このツールをより実効性あるものにするには、洪水を想定した高台への避難訓練が重要になるととらえています。

区では、北区洪水ハザードマップで避難行動チェックリストを含めた避難情報を発信するとともに、複数の自主防災組織に、高台への避難訓練をご提案しています。

（後頁へ続く）

近藤光則	公明	代表	一
------	----	----	---

(前頁から続く)

マイ・タイムラインの活用については、
関係機関と連携しながら、
避難訓練の場を活用し、「案内をしてまいります。」

(質問の事項及び要旨)

近 藤 光 則

公 明

代 表

二

三 防災について

(一) 備蓄場所の整備計画について

【要旨】北区から被災地に物資を運んできたが、荷物の積み込みなどをフオークリフトで効率的に行える防災備蓄品のヤードが必要ではないか。現在、首都直下地震に対応するため、圏央道の拠点に運送業界と関係自治体がヤードの整備を検討している。交通の要衝である北区に、荷物の積み替えができるヤードを整備すれば、区内や都内の被災地へスムーズに物資を運ぶことができる。そこで、首都高速や隅田川の水運ができる堀船の首都高速の高架下にヤードを設置できるか。そのためには、明治通りへの橋が必要になるが、救援物資の拠点ということで整備費を東京都に求めることが可能ではないか。また、ヤードの屋上は、地域住民が利用できる多目的広場にしてはどうか。

三（一）

次に、備蓄場所の整備計画についてです。

災害時の飲み水や食料については、

区民の皆さまへ家庭内備蓄をお願いするとともに、

区として、六十か所の避難所と

十二か所の備蓄倉庫で備蓄していますが、

長期化を強いられる被災者へ供給できる物資を

自区内だけで備蓄することは難しい状況にあります。

このため国では、業界団体等の協力を得て、

発災後遅くとも三日目までに

要請がなくとも東京都が定める広域物資輸送拠点に

物資を配達するとしています。

また東京都は、物流関係者と協力して、

調達物資や他県からの緊急物資も含め、

都内に五か所ある広域輸送基地から、

区市町村が定める地域内輸送拠点へ

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

配送する手順を定めています。

北区の場合、足立トラックターミナルから、

地域内輸送拠点である

区内三か所の体育館に輸送されます。

『ご提言をいただきました

首都高速道路高架下へのヤード設置につきましては、
国や東京都の動向を注視してまいります。

(質問の事項及び要旨)

近藤 光則

公 明

代 表

二

三 防災について

(三) 防災道路計画の進捗について

【要旨】

首都直下地震の火災から住民を守る延焼遮断道路、荒川氾濫時の避難路として有効な補助八十六号線や七十三号線並びに、朝夕交通渋滞を引き起こし、区民が一日も早い完成を願う十条の連続立体交差事業について質問する。

これらの防災道路は大きな災害が来る前に完成する事が北区の多くの人の命を守る事になると思う。

早期の完成が望まれる八十六号線・七十三号線・埼京線の連続立体交差事業の進捗状況は如何か。

近藤 光則

公明

代表

二

三(三)

次に、防災道路計画の進捗についてお答えします。
はじめに、補助八十六号線と
補助七十三号線についてです。

この都市計画道路 二路線の整備は、
延焼遮断機能の向上のほか、災害時の緊急避難路や
救援活動のための空間確保など、

木造住宅密集地域の防災性の向上を図るうえで、
極めて重要な取り組みであり、

首都直下地震の切迫性などを踏まえると、
早急に進める必要があります。

また、ご紹介のとおり、補助八十六号線は、
高台への避難路の確保など、
水害対策としての重要な役割も担っています。

(後頁へ続く)

近藤 光則

公明

代表

二

(前頁から続く)

現在、この二路線は、

事業者である東京都が用地取得を鋭意進めており、
着実に事業が進捗しております。

次に、埼京線の連続立体交差事業の
進捗状況についてです。

十条駅付近の連続立体交差化計画は、

平成二十八年十月に、

東京都、北区及びJR東日本の三者により、
関連する鉄道付属街路の道路計画とともに、
都市計画案をお示しました。

現在、区民の皆さまや利害関係者等(とう)の
意見を取りまとめるなど、

都市計画手続きを進めております。

(後頁へ続く)

近藤 光則

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

連続立体交差化計画は、東京都決定の都市計画案件になりますが、関連する北区決定の鉄道付属街路の道路計画とともに、本年十月開催の北区都市計画審議会に、付議する予定です。

今後、東京都は、連続立体交差化計画の都市計画案及び連続立体交差事業にかんする環境影響評価書とともに、

東京都 都市計画審議会に付議する予定と聞いております。

東京都が具体的な日程を公表後、速やかに、区議会及び区内の皆さまにお知らせいたします。

区といたしましては、

引き続き、東京都と連携を図りながら、各事業の推進に努めてまいります。

(質問の事項及び要旨)

四 障がい者・高齢者施策について

(一) 施設利用料金の改定について

ここ数年間で、区有施設のバリアフリー化が進み、障がいの方も利用しやすい環境づくりが行われている。また、東京オリンピック・パラリンピックを三年後に控え、障がいの方に対する合理的配慮が求められている。今年は、三年ごとの施設利用料金の改定時期であり、区有施設の利用料金について、障がい害も高齢者と同じように減免し、かつ、同行する介助者は無料にすることを提案するが、いかがか。二十三区内でも三分の一の区が実施しており、区長の英断を期待する。

近藤光則

公明

代表

二

近藤光則

公明

代表

二

四(一)

次に、「障がい者・高齢者施策にかんする」質問です。
まず、施設利用料金の改定についてです。

施設の利用料金については、

「北区経営改革プラン二〇一五(にせんじゅうご)」に基づき、「三年ごとに、全庁的な検討・見直しを行つております。
本年度も平成三十年度改定に向けた
検討の時期となっています。

施設利用における障害者の利用については、
施設のバリアフリー化などの課題もあることから、
現在は、利用料金の減免等の対応は行つていません。
一方、平成二十八年には「障害者差別解消法」が
施行されるなど、

障害者の社会参加の機会の確保、社会的障壁の除去、
障害者に対するサービス提供への配慮など、区には、
これまで以上に適切な対応が求められています。

【後頁へ続く】

近藤光則

公明代表

二

【前頁から続く】

このような状況も踏まえ、区では、

平成二十七年度以降、

運動施設のバリアフリー化工事を進めており、

本年度も、北運動場や赤羽スポーツの森公園競技場等のバリアフリー化工事を行っています。

三年後に迫った、東京二〇二〇（にいぜろにいぜろ）

オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、障害者のスポーツへの関心や参加を促進するためにも、障害者の施設利用における条件整備や環境改善は、重要な課題であると認識しております。

ご指摘のような他区の実施状況などもあることから、ご提案いただいた障害者の減免利用についても、

本年度の使用料改定検討の中で、検討を行っています。

なお、使用料改定の検討結果につきましては、

本定例会の所管委員会でご報告いたします。

(質問の事項及び要旨)

近藤 光則

公 明

代 表

二

四 障がい者・高齢者施策について

(二) 障がい者・高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて

ア 点字ブロック・エスコートゾーンの設置について

【要旨】

特に駅周辺の道路には、点字ブロックはもとより、交差点には視覚障害者が横断歩道から外れることなく道路を横断できるように配慮された設備であるエスコートゾーンの設置を求めるが如何か。

※エスコートゾーン

横断歩道の中央部に敷設した点字ブロック。

視覚障害者が安全に車道を横断できる道筋を示すもの。

近藤 光則	公 明	代 表	二
-------	-----	-----	---

四（一）ア

次に、障害者・高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてお答えします。まず、点字ブロック・エスコートゾーンの設置についてです。

区では、平成二十七年度に

北区バリアフリー基本構想の全体構想を策定し、順次、地区別構想の策定に取り組んでおります。

また、点字ブロック・エスコートゾーンについては、NPOとの協働で

設置状況の把握に努めているところです。

区といたしましても、

障害者・高齢者をはじめ、多様な利用者が、

安心して暮らせるまちづくりを実現するため、

今後とも、道路管理者や交通管理者とともに、

駅周辺におけるバリアフリーの

課題解決に向けた対応を進めてまいります。

(質問の事項及び要旨)

近藤 光則

公 明

代 表

二

四 障がい者・高齢者施策について

(二) 障がい者・高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて

イ 赤羽北二丁目のエレベーター設置について

【要旨】

前回の答弁では「利用される方が限定されること、崖地の高低差が約十メートル以上あり、多額の設置費用及び管理費用がかかるものと認識しているので、今後の研究課題。」という事だった。

特別養護老人ホームさくら荘と保育園、赤羽北シルバー・ピアが建設され、利用される方が限定される事はないし、北赤羽駅の赤羽口にエレベーターの設置も決まり東京オリパラを見据えた、ユニバーサルデザインのまちづくりにふさわしい計画となるのではないか。

また、さらにエレベーターの設置費用、管理費用に関しては研究によってどのような結論が出たのか伺う。

近藤 光則

公 明 代 表

二

四 (二) イ

次に、赤羽北二丁目へのエレベーター設置についてお答えします。

区では、昨年度、

北区バリアフリー基本構想の地区別構想、赤羽地区において重点整備地区における

生活関連施設等の集積状況等を踏まえ、多くの生活関連経路等を設定いたしました。

旧北園小学校跡地周辺につきましては、

跡地に整備された各施設を

生活関連施設へ位置付けするとともに、

跡地南側から諏訪神社に至る経路を

主要な生活関連経路に設定し、

バリアフリー化に向けて、歩道等の整備を行う

特定事業を設定する路線としてきました。

(後頁へ続く)

近藤 光則

公明

代表

二

(前頁から続く)

赤羽北二丁目への

エレベーター設置については、
北赤羽駅及び駅周辺を中心に、
バリアフリーのまちづくりを
総合的、一体的に進めていく中で
引き続き、研究課題とさせていただきます。

(質問の事項及び要旨)

近藤 光則

公明

代表

二

五 未来を見据えたまちづくりについて

(一) 赤羽駅周辺のまちづくりについて

【要旨】

二年前の質問で、赤羽の一層の魅力化のため、赤羽小学校を活用した総合施設の設置と、同校の旧赤羽台東小学校跡地への移転による東洋大学との学園都市の形成を提案した。

当時区長は、赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会の活動や予定される東洋大学の移転等の動向を捉えながら、様々な角度から調査・研究を行い、赤羽の活性化に向けた活動を支援すると答弁した。

最近では同校の近くで再開発等の計画が進んでいる。このまま、将来のまちづくりに向けての方針を打ち出さないと、未来を見据えた連続性・計画性の乏しいまちづくりになると危惧する。

区として早急に、公共施設の活用を含めた基本方針を打ち出すべきと考えるがいかがか。

近藤 光則	公 明	代 表
二		

五（一）

次に、未来を見据えたまちづくりについての
ご質問にお答えします。

はじめに、赤羽駅周辺のまちづくりについてです。
赤羽駅東口周辺では、地域住民が主体となつた
まちづくり協議会の活動が盛んに行われています。

一昨年九月には、「赤羽駅東口地区まちづくり
ゾーニング構想」として、今後の地区内の
土地利用方針をまとめました。

また、昨年八月には東洋大学連携部会が設けられ、
赤羽の活性化に向けた、東洋大学との
連携事業の検討が積極的に進められています。

さらには、地元住民の方々による組合施行の
市街地再開発事業への取り組みも具体化しており、
駅西口の住宅市街地総合整備事業と相まって、
赤羽駅周辺のまちづくりの気運は、
着実に高まっています。

（後頁へ続く）

近藤 光則

公明

代表

二

(前頁から続く)

区といたしましては、

次世代に継承できる快適で魅力あるまち北区を実現するためには、

このような住民主体のまちづくりを通じて、区民と区がまちづくりの将来像を共有することが大変重要であると認識しています。

ご提案の赤羽駅周辺の未来を見据えたまちづくりの基本方針につきましては、今年度から改定作業を進めている

北区都市計画マスター・プランの

地域別構想の中での

協議会の方針を十分尊重しながら、地域の望ましい土地利用方針等を検討してまいります。

(質問の事項及び要旨)

近藤光則

公明

代表

二

五 未来を見据えたまちづくりについて

(一) コミュニティバスについて

ア コミュニティバスの他路線の検討

【要旨】

現在運行されているコミュニティバスも、運用から十年近く経過しているが、他の路線の検討はどうするのか区の見解を伺う。

近藤光則	公明	代表	二
------	----	----	---

五(一)ア

次に、「ミニユーニティバスについてお答えします。

北区の「ミニユーニティバスは、

平成二十二年度より、二路線で本格運行を行っております。

バス事業者との運行に関する協定期間は、

本格運行開始より、十年間の

平成三十一年度までとなつてゐるため、

区では、平成三十一年度に

現行の「ミニユーニティバス経路に、新たな迂回経路の

追加などを含めた見直し・検討を行います。

また、それに併せて、新規路線の導入候補地域における

再分析を実施する予定です。

なお、新規路線の検討にあたりましては、

路線選定の重要な要素となる事業採算性のほか、

民間の既存バス路線との競合や、

道路ネットワークの整備状況などを考慮した、

慎重な検討が必要と考えております。

(質問の事項及び要旨)

近 藤 光 則

公 明

代 表

二

五 未来を見据えたまちづくりについて

(一) コミュニティバスについて

イ 浮間・赤羽北などのバス路線が廃止になつた

代替え策の検討結果

【要旨】

浮間・北赤羽などの民間バス路線が、廃止となつたエリアに代替え策として、民間病院が運行する送迎バスなどと連携について以前、質問した回答は、「区内交通手段の確保の観点から、民間事業者との連携を含めて、引き続き、総合的に検討していく。」とのことだが、その結果はどうだったのかを問う。

近藤光則	公明	代表	二
------	----	----	---

五(一)イ

次に、浮間・赤羽北地域での民間バス路線廃止エリアにおける代替え策の検討結果についてお答えします。

区では、民間バス事業者に、代替え策として別系統のバス路線を経由させることはできないかまた、深夜バスを昼間に運行することができないかさらには、バス事業者によるデマンド交通の実施などを提案するとともに、調整を進めてまいりました。

しかし、民間バス事業者からは、

バス運行時刻の正確性や、バス運転手不足などの理由と併せて事業採算面から、実施は困難との回答がありました。

区といたしましては、民間バス路線廃止エリアの代替え策につきまして、

民間バス事業者と、さらなる調整を行つとともに

新規路線の導入候補地域における再分析の中で、

(次頁に続く)

近藤光則	公明	代表	二
------	----	----	---

(前頁から続く)

当該地域での将来的な道路ネットワークの形成を踏まえた
慎重な検討を行つてまいります。

(質問の事項及び要旨)

近藤 光則

公明

代表

二

六 施設一体型小中一貫校について

真に子供達のためになる計画を

【要旨】

神谷中サブファミリーにおける施設一体型小中一貫校の開校推進協議会がスタートし、「新しい学校の設置について期待もあるが、近隣住民への配慮や、地域と全体の資産価値が上がるような学校を。また、地域の活性化になるものを」等の意見があつた。

地域との合意形成は大切だが、児童生徒がこの学校に行つて良かつたと言える様々な検討が必要と考える。

小中の免許を持つ教員の確保や学年の区切りはどうするのかなど、多くの課題を克服する必要がある。

品川区などの先進事例を参考に最高の学校を創り、学校統廃合の手段などと言う批判が出されることが無いよう、教育委員会として施設一体型小中一貫校を目指す理念を、述べていただきたい。

近藤 光則

公明

代表

二

六（一）

私からは、施設一体型小中一貫校にかんするご質問にお答えします。

平成二十七年六月に学校教育法が改正され、これまでの小学校、中学校に加えて義務教育学校が新たな校種として位置付けられました。

北区が神谷中学校サブファミリーに設置する、施設一体型小中一貫校は義務教育学校として、一人の校長の下、教職員が一体となつて義務教育九年間にについての一貫した教育目標の設定や、一貫した学校マネジメント等を通じて、子どもたちの発達段階に応じた学習指導や生活指導を行うとともに、積極的に新たな取り組みにチャレンジして、教育内容のより一層の充実を図ります。

【後頁に続く】

近藤 光則

公明

代表

二

【前頁から続く】

そして、その成果について、

施設が分離していても可能な実施方法等を検討し、

他の区立小・中学校に活用してまいります。

施設一体型小中一貫校を

北区における小中一貫教育の推進役と位置づけ、

学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を

さらに充実・発展させ、

子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、
健やかな体を育むために、

学校、家庭、地域が一体となつて、

特色ある教育を推進し、

次代を担う子どもたちの夢と希望があふれる

学校教育の実現に努めてまいります。